

下足は日給貰^フ圓五拾元（現在）臨時下足は同ト
日給貰^フ圓（現在）に即座外今圓の解雇手當は
凡そ貰^フヶ月を標準^トとし勤續年限により多
少増減有之

四

解雇使用人にて解雇手當を受取ラザリシモは半足
牧野滋太郎（重三事）一人にて他は満足一ヶ月取
りしものに有之

五

下足料は經濟界の変動のため大正七八年貞は
一時之を徵收したることあるも此れは一時的にして
之を廃止レ現在迄入場券の又にて入場數を
セ居リ此は東京府よりの許可に明かに有之
六、牧野滋太郎は大正三年頃より最初は日曜祭
日の如キ混雜日のみ使用し常雇とせらば大正六年以

後に有之ト下足は日給にして月二圓（十五日、三十日）に支
給致居ト尚金暮及祭典には別に賞典を與へ勤續
十年の賞典とて金貰百圓位時々前借をなし他の
番人に比して最も優待致居リトものに有之
七、從来使用人は引受人に於て一切責任を負ひ當寺に
對して一切迷惑を懸けざる事にナリ居リト從て牧
野滋太郎も引受人とて大工棟梁高橋萬吉並
櫻井仙英（口入人）兩人に有之當寺に於ては之等兩人
に右牧野に関する件は一切の解決を任せ居リト次
第に中止

八、牧野滋太郎は先住との口約ありと称し下足料の半額參
萬貰千余圓は慰勞として與ヘラカ（筆ナリ）と云ひ居